

平成 21 年 12 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 DPG ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 松田 純弘  
(コード番号 3781 名証セントレックス)  
問合せ先 IR グループ 篠塚 剛  
(TEL . 03 - 5464 - 3060 )

### 名古屋証券取引所への「改善状況報告書」の提出 及び「改善報告書」の徴求について

当社は、平成 21 年 5 月 29 日提出の「改善報告書」について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 49 条第 1 項の規程に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

なお、株式会社名古屋証券取引所より、  
子会社管理を統括すべく設置した経営企画室において、子会社管理及び監査に資する営業活動に関するモニタリングが行なわれていない事実、  
グループを総合的に監査すべく設置した経営監査室において、経営監査室を廃止するなど体制整備が行なわれないばかりか、内部監査も行なわれていない事実  
など、当該「改善状況報告書」に記載された改善措置の実施状況及び運用状況の内容は明らかに不十分であるとされ、  
あらためて、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」を平成 22 年 1 月 19 日までに提出を求められております。

また、株式交換により完全子会社化しました株式会社 SPARKS における訴訟の提起、債権仮差押、支払督促等の事実が株式交換の実施に前後して判明し、未だ全容把握に至っていないことに関し、早急に事実究明をするようにとの指摘を受けております。

当社といたしましては、外部の有識者も交えた調査委員会により株式会社 SPARKS における訴訟等の事実究明を早急に実施するとともに、株式会社 SPARKS を含む当社グループ全体の管理体制を整備、運用評価し、不備の洗い出しによる更なる体制強化及び相互牽制の取れたグループ運営を行ってまいります。

別添書類：改善状況報告書

以 上



## 改善状況報告書

平成 21 年 12 月 29 日

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畔柳 昇 殿

株式会社 DPG ホールディングス  
代表取締役社長 松田 純 殿



平成 21 年 5 月 29 日提出の改善報告書について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 49 条第 1 項の規程に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

### 1. 改善報告書の提出経緯

#### (1) 平成 20 年 12 月期第 3 四半期財務・業績概況の訂正開示に至るまでの経緯

##### ① 元連結子会社（データプレイス）の特定の取引に係る不適切な会計処理

当社の当該期間（平成 20 年 12 月期）の連結決算作成の過程において、当社元連結子会社データプレイス（以下「データプレイス」といいます。）が平成 20 年 9 月に計上した個別特定取引 2 件について、販売先からの検収書受領をもって売上、仕入計上したものの、その後販売先に製品が納入されていないことが判明し、平成 20 年 12 月の月次決算時に、計上していた売上、仕入を取り消いたしました。

##### ② 当該事象を認識するに至った経緯

当社は平成 20 年 12 月期第 3 四半期期末である平成 20 年 9 月末連結決算において、当該売上、仕入を計上しておりましたが、実際の納品が行われなかった事実が判明したため、調査を行ったうえで、社内規定に従い当該取引の計上取り消しを実施しました。しかし個別案件としての金額規模が大きいこと、案件の内容が従来からの基幹業務ではなく新規事業に類するものであるにもかかわらず、その進行過程が当社取締役会等で十分に審議されてこなかったため、監査役会、会計監査人から指摘を受けることとなりました。

監査役会からは商談進行プロセスに対する「意見書」、会計監査人からは平成 20 年 9 月末の売上計上時点の証憑および商談の経緯を示す関連資料の提示と説明を求められ、その結果、「錯誤による業績の訂正」を行うことといたしました。監査役会からはこの時点の内部管理体制が十分に機能していなかったことに対する改善要求も、併せて受けることとなりました。

そこで、本件取引と同様の、携帯型クレジット決済端末の取引案件は他にありませんでしたが、データプレイスの他の計上取引案件においても、さらに訂正対象となるべき案件が存在していないかどうかの調査、検証を実施いたしました。具体的には、継続的に一定規模の売上が計上されている情報サービス以外の、個別の大型商談に対して実施しました。その結果、会計監査人との協議に基づき、適切に処理されていたことが認められ、本件取引以外に不適切な会計処理が認められませんでした。

### ③ 訂正に至った原因

本件取引は、社内の業務フローに従い、販売先からの受領に関する証憑を受け取り、それを根拠として売上、仕入が計上されておりました。その後、当社取締役会において、納品されたのはサンプル機のみで実際の取引数量の納品がなされていなかったことがデータプレイス社長（当社元社長）から報告され、本件取引に関して取締役会決議を経ていないことなどから、内部統制上の大きな問題として、当社役員の全員が認識することになりました。

当社は、上場企業に求められる適切な情報開示体制と収益確保をともに実現すべく、平成 20 年 4 月から持株会社に移行しました。事業子会社が収益を追求し、持株会社がそれらを統括、監督し、株主、市場に対する適正な情報開示を行うことを目的としておりました。

しかし、残念ながら事業収益の改善が進まず、持株会社としての管理体制の整備が遅れる結果となりました。このため、事業子会社の活動に対して親会社としての統制が十分に機能せず、当該第 3 四半期財務・業績の概況を訂正しなければならない事態に至りました。

## (2) 平成 21 年 2 月 20 日公表の平成 21 年 12 月期連結当期純利益予想数値の大幅な修正開示に至るまでの経緯

当社グループ平成 20 年 12 月期決算の作業過程においては、子会社の分離、代表取締役の交代という大きな組織変更が発生し、子会社の分離が収益に与える影響についての定量的な評価が行えず、業績予想に反映させること、もしくは、元子会社の連結除外による影響額が業績予想で見込まれていない点の適切なコメントを、提供することができませんでした。

当社管理部門においては、本年 1 月から平成 20 年 12 月期第 3 四半期決算の訂正、平成 20 年 12 月期本決算に係る開示資料作成作業が 2 月まで中旬まで継続して行われ、2 月以降は子会社の異動など適時開示対応、株主総会の準備作業等の業務が優先され、経理部門については急遽編成した運営体制のため、幅広く適切な開示に対する配慮ができておりませんでした。

その結果、平成 21 年 2 月 20 日公表の平成 21 年 12 月期連結当期純利益予想数値に関し、既の実施した子会社株式売却の影響を反映していなかったことを事由として同数値の大幅な修正開示を行なうに至りました。

## 2. 問題の所在

不適切な会計処理等の発生要因としては、(1) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の欠如、および (2) 当社およびデータプレイスにおける管理体制の不備、および (3) 当社グループ内における、相互牽制を含めたモニタリング機能が欠如していたことが挙げられます。

### (1) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の欠如

本件取引に関して、①データプレイスにおいては社長だけで商談が進められており、従業員である営業部門責任者は業務フローに従って伝票作成、発行承認のみを行い、管理部門責任者は業務フロー通りに売上、仕入の計上承認のみを行っており、取引の全ての実態を正確に把握している者がいなかったこと、②本件取引の商品サンプルが実機で社内に3台ほどあり、他の取引先への拡販も他事業部で構想があったが、本件取引の成約後、本件取引の取引先に赴いての利用場面の確認や、ユーザーへのヒアリング等が積極的に行われていなかったこと、③会計処理の過程において、取引に関する証拠の確認のみで、実際の取引完了に関する確認を厳しく行っていなかったことなど、当社においても本件取引の計上可否を検討し、実態を調査することが不可能ではなかったと思われるにもかかわらず、結果としてこのような開示した情報の訂正を行ったことに関して、データプレイス社長が当社の創業者であり、実質的な最高権限者であったため他の役員や従業員からの信頼が厚く、また、本件取引がデータプレイスの窮状を回復する機会になるであろうとの過度な期待によるものであったと認識しております。

データプレイス社長のみならず、業務フロー上で関わった従業員、当該四半期開示を承認した当社取締役会においても、コンプライアンスに対する意識が欠如していたと言わざるをえません。

### (2) 当社、および子会社データプレイスにおける管理体制の不備

当社グループでは従前、事業会社としての元子会社データプレイスが実質的にもグループの中心的な機能を果たしておりました。平成20年4月の組織再編以降は、それらの管理機能を、親会社である当社に移管することを進めてまいりましたが、平成20年10月にはまた更なる組織再編の必要が生じ、グループ会社2社を連結から切り離すこととなりました。この際、経営陣、管理部門の体制を縮小せざるを得ない結果となりました。その際、本来の管理機能を果たすべき組織体制が構築できませんでした。その結果、社長の専決を抑止する仕組みを、取締役会、内部監査組織とも構築することができませんでした。内部監査においても指摘事項はありましたが、充分に対応できる人員体制ではなく、実質的な決裁手続きにつきましては、各事業部門に任せられることになっておりました。当事者から適時に報告がなされなかったことにより、組織として対応ができていなかった点について、監査役会からも警告、嚴重注意を受

けております。

### (3) 当社グループ内における、相互牽制を含めたモニタリング機能が欠如

#### ① モニタリングにおける問題点

-1.持株会社としての当社による子会社に対するモニタリング、および-2.子会社内部におけるモニタリングに関し、以下の問題点が考えられます。

#### -1 持株会社としての当社による子会社に対するモニタリング

##### a. 子会社情報の収集、管理における不備

当社においては、リスクのある関係会社、事業部門、営業拠点に対する管理、牽制に重点を置いた経営監査室がおかれておりますが、この機能が有効に働いていなかったものと認識しております。また、当社役員および従業員による、子会社事業の情報収集を適宜積極的に行い、精査していく機能が、結果として不十分であったと反省しております。多少であれ、不安を感じた個別取引に関しても、もう一步踏み込んだ情報収集がなされていれば、今回のような問題を未然に防げていたはずであると考えております。

##### b. 子会社監査の形骸化

当社グループにおける、子会社に対する監査については、一通りの書類、証憑が、当社グループの規定通りに揃っていること確認することとどまり、事業ごとの詳細な遂行進捗状況、個別取引に関する問題点の抽出、検証といった、将来リスクに関する潜在的な問題点の精査が不十分であったと改めて認識しております。従前、今回のような問題の発生が無かったこともあり、内部監査の視点、実施手法そのものに関しても、形骸化されてしまっていたと反省しております。

#### -2. 事業会社としての子会社内部におけるモニタリング

##### a. 子会社の経営陣及び管理職によるモニタリングの欠如

当時の役員及び管理職から社長への信頼は厚く、また従前社長の専決した取引が、回収の遅延はあっても、本件取引のように再開の目処が立たずに終わってしまうほどの経緯がそれまでは無かったため、本件取引に対するモニタリングが不十分でした。信頼とは別の観点から、社長の専決した本件取引に対して、現地(現物)確認、取引先の与信管理の観点から、商談への同行、取引先への積極的なコンタクトを行うなどの必要があり、この部分が足りていなかったことが今回の不適切な会計処理、その後の訂正開示に繋がっております。

##### b. 内部でのモニタリング

営業活動をモニタリングするはずの管理部との間における、有機的な情報交換やコミュニケーションが不足していた為、管理部による、社長専決の本件取引に対して、リスク管理の視点での指摘が不十分でした。また、役員や管理職が本件取引の数量や金額から、新商品としては大規模であるところを把握していましたが、その実現確度の検証について、調査や検討がなされていませんでした。

また、データプレイスの取締役会では、議長であった社長が進行役ということもあり、他の役員への質疑、指摘、応答といった情報精査はあったものの、社長自身への指摘、回答といった他の役員からの情報精査が不足していました。本件取引に対しても同様で、主として、拡販施策について議論されておりました。

#### c. 業務フロー上のモニタリングの欠如

データプレイスにおいては、日々の業務に関する社内規準、運用マニュアル等は既に内部体制準備の過程で整備がなされておりました。その運用の浸透、徹底が一部なされておらず、くまなく有効に機能している状態ではありませんでした。その結果、データプレイス内部における業務管理において、契約管理や与信管理に関して、本件取引に対する不備、徹底不足が生じていました。

#### d. 監査役によるモニタリングの欠如

データプレイスにおいては、当社グループの監査役を兼任するなど、データプレイスの監査役によるモニタリングが十分に機能する体制ではありませんでした。

### ② 相互牽制機能の不足

本件取引の計上に関しましては、平成 20 年 10 月の取締役会において、その後に訂正が発生することとなった第 3 四半期決算の実績報告が行われておりましたが、データプレイスから販売した販売店から最終利用者を順次確定させていく段階であったため、その報告を中心に議論されておりました。外的環境という意味で、景気の後退が顕在化していた時期であったため、新たな市場を開拓していくという観点での議論が必然的になされておりました。

また、販売店の最終利用者の獲得活動がなされている中、データプレイスでは本件取引に関する証憑が揃っていたこともあり、平成 20 年 12 月までは当事者であった社長を含め、本件取引に対するリスクは想定しておりませんでした。また、先行費用の支出、在庫のリスクも無いことから、踏み込んだ検証がなされなかったことは事実であり、取締役間においての相互牽制意識が不足しておりました。

### 3. 改善措置および実施・運用状況

改善報告書にも記載致しました、不適正開示に至った原因に対する再発防止に向けた改善処置及び改善策の実施・運用状況は、以下のとおりです。

なお、以下、株式会社 DPG ホールディングスを「当社」、株式会社 SPARKS を「スパークス」、パレットメディア株式会社を「パレット」、株式会社 Prime construct を「プライム」、以上これらの会社を併せて「当社グループ」と言います。

また、元子会社である株式会社データプレイスを「データプレイス」、株式会社エアフォルクを「エアフォルク」と言います。

## (1) 当社グループにおけるコンプライアンス意識の改革

### ① コンプライアンス教育の実施

当社グループの全役員、全従業員を対象として、コンプライアンスの為の教育を定期的に実施いたします。外部法律事務所の弁護士による階層別研修を実施し、当該研修を継続し、教育カリキュラムを体系化するなど、より充実したコンプライアンス教育を実施すべく努力を継続いたします。

### ② コンプライアンス調査

当社グループの全役員、全従業員を対象とした、コンプライアンスに関するアンケート調査を定期的に実施することにより、常に役員、従業員の意識を把握しコンプライアンス意識の改革が形骸化しないよう細心の注意を払います。

#### 【実施・運用状況】

##### ・コンプライアンス規程の改訂

平成 21 年 9 月 18 日当社取締役会にて当社「コンプライアンス規程」を現状の組織体系に合わせて改訂いたしました。

具体的な変更点といたしましては、他の規程との名称の統一及び、コンプライアンス連絡会の構成メンバーの変更（各部門並びに各社から、グループ各社へ）また、DPGH 行動規範に反社会的勢力との取引禁止を織り込みました。

##### ・役員、管理職を対象としたコンプライアンス研修の実施

当社グループの役員、管理職を対象に外部講師（顧問弁護士事務所）による、コンプライアンス研修を実施いたしました。

実施日：平成 21 年 9 月 18 日

参加人数：9 名（当社取締役 5 名・監査役 2 名・子会社取締役 1 名・IR1 名）

研修内容：「コンプライアンステスト」実施後、「コンプライアンスとは」「関係法規について」「コンプライアンステスト回答」の項目毎の講義を受け、質疑応答を行いました。

##### ・従業員を対象としたコンプライアンス研修の未実施

平成 21 年 10 月の子会社エアフォルク売却後、当社グループに従業員が存在する会社が当社しか存在しないこともあり、従業員対象のコンプライアンス研修を行うことが出来ませんでした。これは、子会社売却の具体的な交渉を 7 月頃から始めていたため、該当子会社の取締役へのコンプライアンス研修を実施し、それを従業員レベルに浸透させることは、時間的にも内容的にも無理が生じる為、実施することが出来ませんでした。

##### ・コンプライアンスに関するアンケート調査の未実施

改善報告書では、コンプライアンス調査を原則半年に 1 度実施予定としましたが、コンプライアンス研修を半年に一度実施するほうがより実務的と判断し、コンプライアンス調査は実施していません。今後も引き続きコンプライアンス研修を半年に一度継続的に行ってまいります。

## (2) 管理部門の体制強化

### ① 経営企画室の新設

子会社管理と事業支援を目的として、平成 21 年 3 月 27 日付で経営企画室（担当役員 1 名、課員 2 名）を設置いたしました。

経営企画室の設置により、新規収益事業、部門、子会社の精査、事業執行状況の把握と牽制、当社グループの収益改善に関する実効性を確保いたします。

また、従来管理部門に偏重していた子会社管理及び監査に関して、事業部門を統括する人員による商品や取引、営業活動に関するモニタリングを実施していく体制を整備いたしました。

#### 【実施・運用状況】

##### ・ 経営会議の主催

下記(3)①記載の経営会議に上程する案件に係る事前調査、情報収集を実施しました。

##### ・ 子会社兼任役員による所管

当社の現状に沿った組織編制を行う為、平成 21 年 12 月 1 日（取締役会承認は平成 21 年 12 月 21 日付）より、子会社兼任役員を経営企画室所属とし、子会社の経営状態及び経営責任を明確にすることといたしました。これにより経営企画室は経営会議の主催及び主に子会社の J-SOX 対応を行ってまいります。なお構成は、役員 2 名（パレット代表、プライム代表）、課員 1 名となっております。

##### ・ 子会社管理及び監査に資するモニタリングの未実施

平成 21 年 10 月の子会社エアフォルク売却後、パレット、プライムには従業員が存在せず、当社取締役を兼務する役員のみしか存在しないほか、両子会社において今期は新規事業展開等がなく既存取引先との取引のみであったため、当社取締役会及び経営会議における統制、牽制を行ったことにより、実質上、経営企画室による営業活動に関するモニタリングをはじめとする子会社管理を要する状況にはありませんでした。

### ② 管理部門体制の増強

株式会社データプレイス（元子会社）の非連結化の結果、社員の退職等により、日々の財務処理及び決算作業の遅れが生じておりましたが、平成 21 年 4 月 1 日付で経理部門に 2 名増員し、計 3 名の体制といたしました。これにより、決算集計作業の高速化、開示決算の正確かつ迅速な遂行が可能となりました。

#### 【実施・運用状況】

##### ・ 子会社の決算期変更

平成 21 年 10 月 8 日付でプライムの決算期を当社と同じ 12 月に変更し、決算作業の効率化を図りました。（なお、パレットの決算期は 12 月期です。）

##### ・ 子会社の会計ソフト統一による決算作業の効率化

平成 21 年 7 月度よりプライムの会計ソフトを当社と同一にし、決算作業の効率化を



図りました。(なお、パレットは以前より同一ソフトを使用しております。)

・ 経理人員の減少

パレットでは、当社契約社員が日常会計業務を行い、予実管理や計上決裁等は同社の担当役員が行い、月次で当社へ決算データを提出しております。月次の連携会計による業績推移の管理を当社経理マネージャーが行い、毎月の取締役会において報告されております。

プライムでは、同社代表取締役（当社役員兼務）が月次会計データをまとめ、当社経理部門が会計ソフトへの入力を行い、当社経理マネージャー及び同社代表取締役の確認のうえ、決算データを提出しております。

当社経理業務に関しては、日常会計業務として入力作業を当該契約社員1名が行い、その確認と予実管理や連結会計業務等を経理マネージャーが行っております。

当該契約社員1名は今期当社グループをご支援いただいております取引先から無償の業務支援として派遣を受けております。これは、今期初めにデータプレースを非連結化した際に経理人員が1名（兼務）となり、早急に人材の確保が必要でありましたが、当時は資金的に厳しい状況であったため、人員増強もままならない状況であったためです。なお、業務支援を頂いている業務内容は、会計ソフトへの入力作業となり、当該会計ソフトの使用においては、IDとパスワードによる管理の下、使用可能な機能を制約しており、情報漏洩等のリスク回避を図っています。

なお、経理人員1名の兼務を解消したことにより、経理人員は当初の3名から2名に1名減員となっておりますが、パレット、プライムの連結作業を含め現状の専任2名体制で十分に機能していると判断しています。

### (3) 当社グループ内における内部監査、モニタリングの充実

#### ① 経営会議の機能強化

経営の迅速性と情報管理の観点から、月1回の取締役会に加え、原則として週1回の経営会議を開催することとし、重要な意思決定事項については原則すべて、事前に経営会議において充分審議を尽くし、取締役会に上程するルールを平成21年4月より運用いたしました。

子会社の業務遂行状況の報告、審議についても、当会議にて諮ることになります。

当会議の主管は経営企画室とし、各事業部の執行責任者、管理部門の管理職を中心として事業遂行を審議し、経営監査室室長および常勤監査役の出席を規定しモニタリングに活用いたします。

また、当会議の運用ルールを当社の会議規程に規定いたします。

#### 【実施・運用状況】

- ・ 経営会議（管理部会と称しております）を次のとおり、原則毎週開催しております。  
開催状況：平成21年4月21日より毎週火曜日開催（休日の場合はその前後）  
構成メンバー：代表取締役、経営企画室部長、管理本部長、経理マネージャー、IRマ

ネージャー、常勤監査役

出席率：監査役を除き、ほぼ全員毎回出席しておりますが、欠席の場合でも議事録をメールにて送信しております。

主な審議内容：決算状況、債務保証対応、増資・M&A 対応、その他取締役会への上程事項全ての事前検討及び報告事項の確認

- ・平成21年9月18日開催の取締役会にて、「会議運営規程」の改訂を完了いたしました。これにより、経営会議の開催を週1回と定め、規程で定められた会議と致しました。
- ・平成21年12月21日スパークスへ、当社役員2名を取締役として就任いたしました。これは、当社役員をスパークスの取締役として就任することにより、スパークスの重要な決定事項に関しての親会社の意思を反映すること、及びスパークスの状況をいち早く把握する為に当社役員の就任を行いました。

## ② 経営監査室の体制強化等

従前、社長が兼任するという本来の目的にそぐわない体制であったためこれを改善するほか、当社グループを総合的に監査すべく、当社代表取締役社長直轄の組織として経営監査室を平成21年4月1日付で設置し、担当役員を1名選任いたしました。

今後、平成21年6月1日付で人員増強を予定、平成21年7月末までに内部統制に関する子会社への展開を開始するほか、平成21年10月末までに、監査手法の確立、運用成果の検証を開始してまいります。

### 【実施・運用状況】

- ・ 人員体制の未整備

当社は、当社グループを総合的に監査すべく、経営監査室を平成21年4月に設置いたしました。今期の当社の状況は、債務超過解消を最優先課題であり、専門人員の確保が難しい状況であったため、専任役員の配置ができず子会社役員が兼任する状態を解消することができませんでした。また、平成21年6月1日付で予定しておりました人員増強が予定していた人員の退社により未達成となってしまいました。

- ・ 経営監査室の廃止

平成21年12月1日（取締役会承認は平成21年12月21日付）に、当社グループの現状に合わせて経営監査室を廃止しました。これは、経営監査機能を子会社役員と兼任しない当社管理本部長に移管し、子会社役員兼任状態による自己監査という不備を無くすこと、さらに、役員の兼任状態による報告・承認経路を単純化することを目的としたものです。

- ・ J-SOX 対応

なお、今期より対象となる内部統制報告制度（以下 J-SOX といいます。）への対応に関しては平成21年6月より監査法人よりアドバイスをいただくことにより、当社 IR グループマネージャーが中心となり、下記のとおり対応しています。

平成21年7月末、J-SOX に関する子会社への展開

平成 21 年 10 月末、J-SOX 監査手法の確立、運用成果の検証開始  
平成 21 年 12 月現在、運用状況の評価及び不備への対応中

### ③ 内部監査の再整備

当社においては、経営監査室の機能が子会社経営状態の把握や、書類、証憑の確認が主であり、リスク管理の観点に基づいた調査、検証が不足していたと認識を改め、関係会社管理規程の精査、改定を行います。

また、経営監査室との連携を目的として、監査役会、監査法人と協議のうえ、各々の役割分担、監査対象や項目を明確にし、内部監査計画を立案、実施、効果検証を行ってまいります。

#### 【実施・運用状況】

- ・ 当社諸規程の改訂、子会社諸規程の未整備

平成 21 年取締役会にて、権限及び責任の明確化を主な目的とした「業務分掌規程」「職務権限規程」「リスク管理規程」「関係会社管理規程」「内部監査規程」を改訂完了いたしました。ただし、子会社における諸規程整備は実施に出来ませんでした。

- ・ 内部監査の未実施

「内部監査規程」規定に基づく「内部監査実施要領」等が未整備であったほか、子会社監査を含む内部監査につきましては実施できませんでした。これは、平成 21 年 10 月の子会社エアフォルク売却後、子会社であるパレット、プライムには従業員が存在せず、当社取締役を兼務する役員のみしか存在しないほか、両子会社において新規事業展開等はなく既存取引先との取引のみであったため、実質上子会社監査を要する状況にはなかったこともあり、未実施となってしまいました。ただし、両子会社に対する統制といったしましては、当社取締役会及び経営会議における統制、牽制が行き届いた状況にあったと判断しております。

#### 4. 今後の課題

各改善措置の実施・運用状況について総括いたしますと、今期当社の最大の優先事項であります債務超過の解消に向けた諸施策の実施を最優先したこと、及び組織再編に伴う非連結化等の影響からグループ全体としても小規模組織となっしまい、その結果として、組織的な子会社管理の必要性が低減したほか、内部監査の実施が有効的に行えるような状況ではなかったため、結果的に内部監査未実施となりました。また、グループ監査を所管することとしていた経営監査室を実情に合わせ、管理本部に統合し廃止するなど、当初の改善措置を十分実施、運用することができませんでした。

しかし、当社グループの管理体系として、親会社である当社以外に従業員が存在せず、子会社役員は当社役員と兼任で有ったため、最低限の統制及び相互牽制は取れていたと判断しております。

もっとも、当該改善の過程におきまして、平成 21 年 12 月 21 日株式交換により完全子

会社化しましたスパークスにおける訴訟の提起、債権仮差押、支払督促等の事実が株式交換の実施に前後して判明し、未だ全容把握に至っていないことに関しましては、誠に遺憾であり、外部の有識者も交えた調査委員会により訴訟等の事実究明を早急に実施してまいります。

今後とも上記未達成の課題について改善の実施を行なうほか、スパークスを含む当社グループ全体の管理体制を整備し、それを運用評価し、不備の洗い出しによる更なる体制強化及び相互牽制の取れたグループ運営を行ってまいります。

(別紙1) 当社グループの概要 (平成21年12月21日現在)

(別紙2) 株式会社DPGホールディングス 組織図 (平成21年12月21日現在)

(別紙3) 株式会社SPARKS 組織図 (平成21年12月21日現在)

(別紙4) パレットメディア株式会社 組織図 (平成21年12月1日現在)

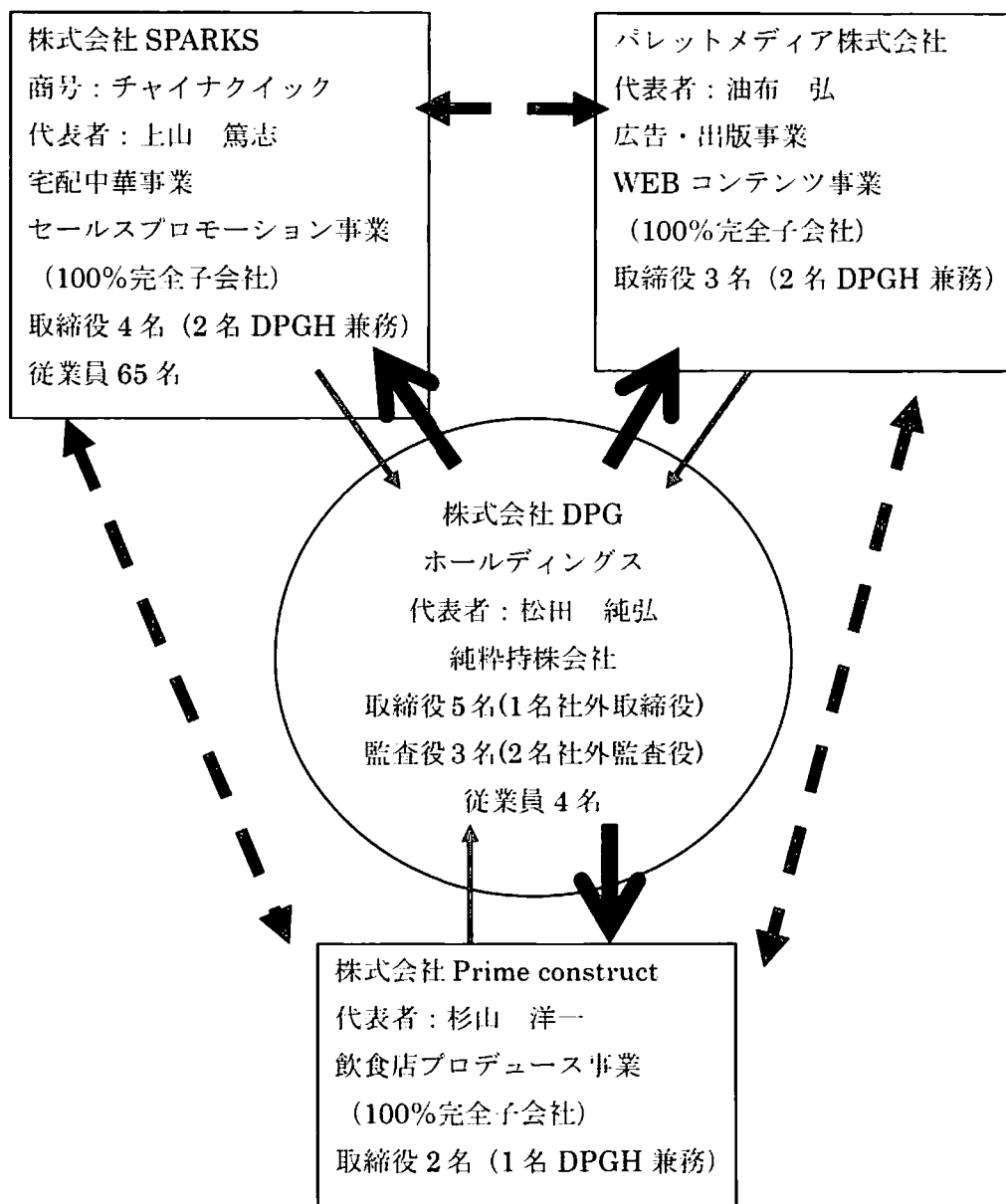
(別紙5) 株式会社Prime construct 組織図 (平成21年12月1日現在)

以 上

(別紙1)

【当社グループの概要】

平成21年12月21日現在

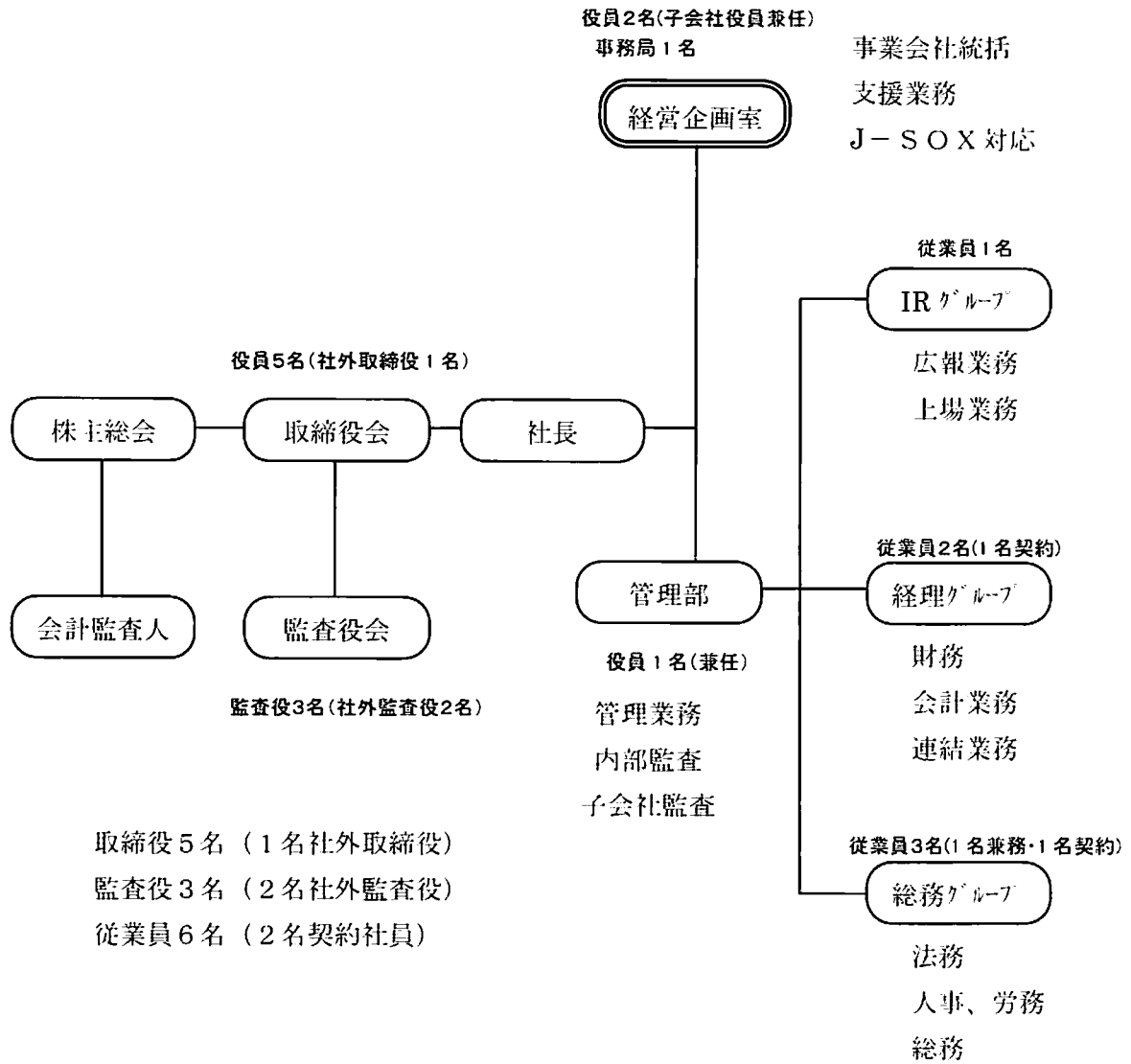


- 経営指導
- 業務提携&業務協力
- 指導料

(別紙2)

【株式会社 DPG ホールディングス 組織図】

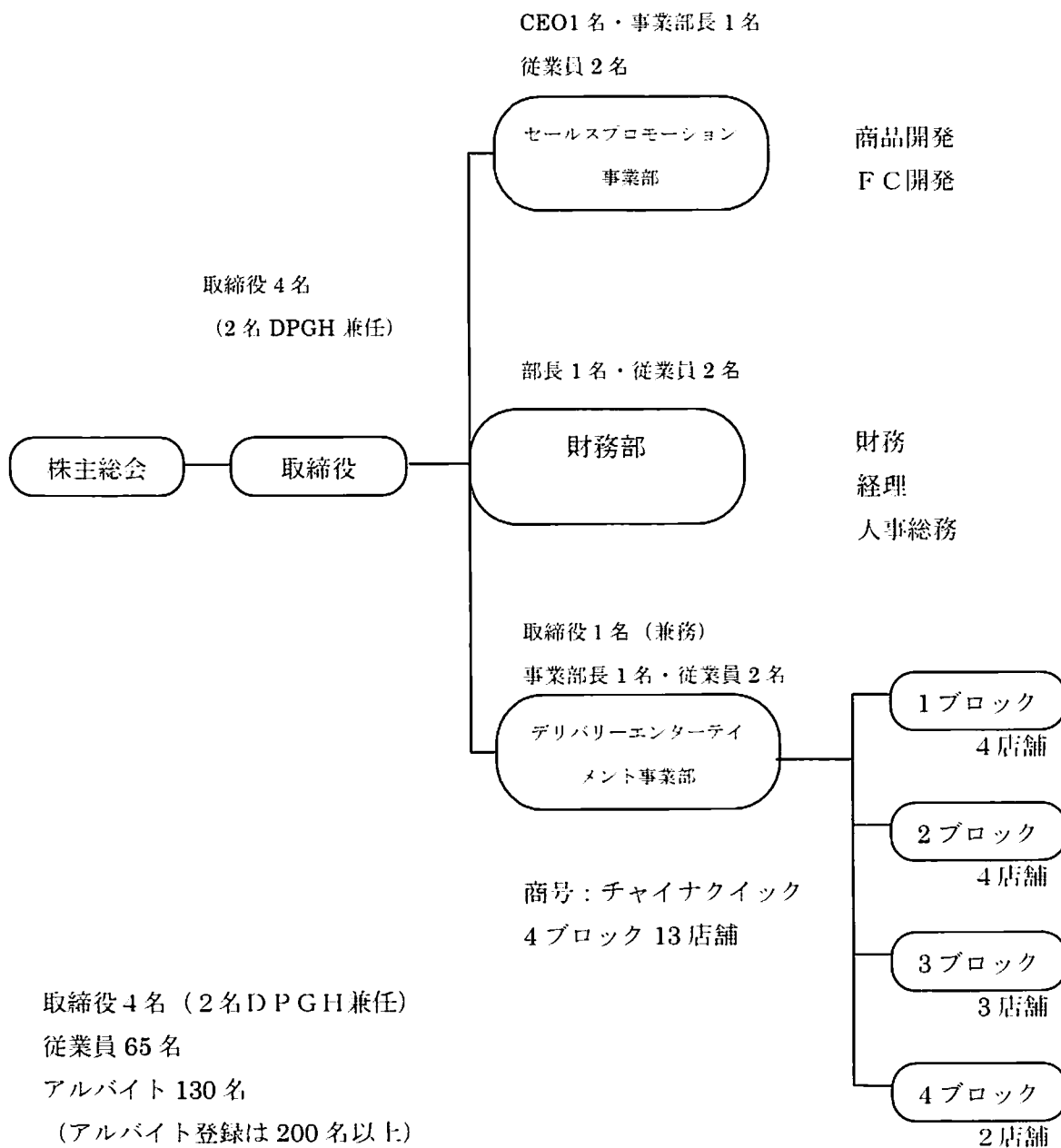
平成 21 年 12 月 21 日現在



(別紙3)

【株式会社SPARKS 組織図】

平成21年12月21日現在

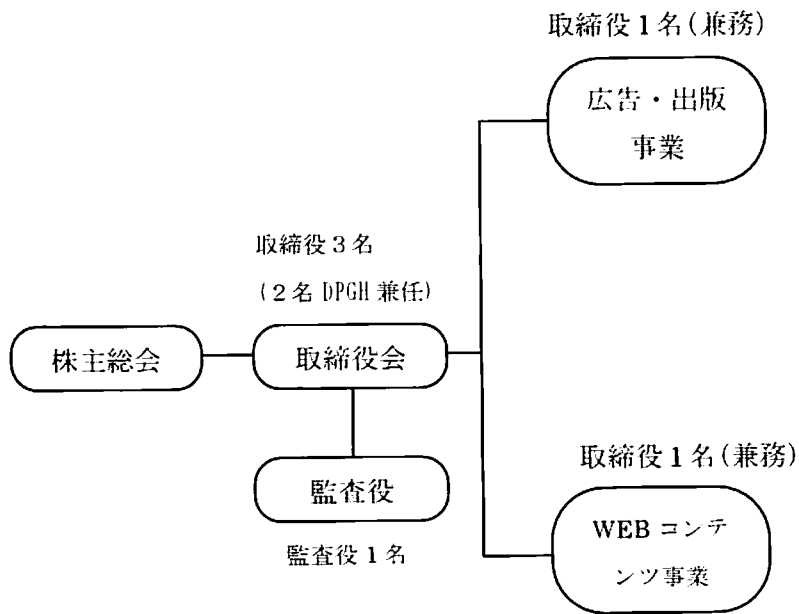


※従業員・アルバイトの状況は平成21年12月1日現在の状況です。

(別紙4)

【パレットメディア株式会社 組織図】

平成21年12月1日現在



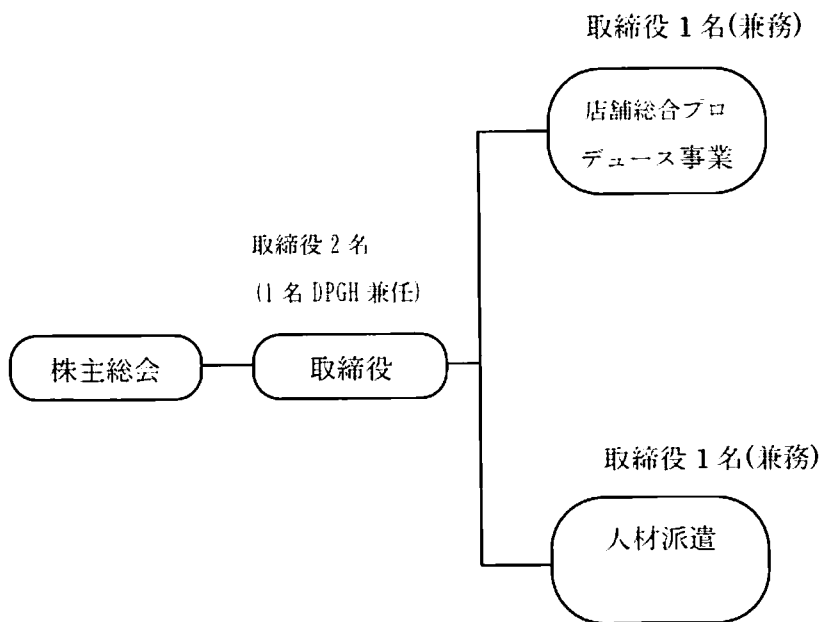
取締役3名(2名DPGH兼任)



(別紙5)

【株式会社 Prime construct 組織図】

平成21年12月1日現在



取締役 2 名 (1 名 D P G H 兼任)